

基本方針

急速に進行する少子・高齢化や人口減少などを背景に、今後の社会福祉を進めていく方向性として、子どもや障害者、高齢者などすべての人々が役割や生きがいを持ち、主体的に地域社会へ参加していく「地域共生社会」の実現が求められ、国においては社会福祉法を改正し、その体制整備等が図られました。

基礎自治体となる市町村に対しては、身近な生活圏域において分野を超えた生活課題への対応や関係機関の連絡調整等を行う体制づくりが求められるようになり、同時に地域住民に対しても様々な課題を他人事と捉えるのではなく、主体的に我が事としてその生活、地域課題の解決に取り組むことが期待されています。

こうした地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められる一方、人が人に関わり支える介護、福祉、保育の現場における福祉人材の確保、育成、定着等が大きな課題でもあります。一億総活躍社会の実現に向けた社会保障・社会福祉制度の長期的、継続的な施策のさらなる拡充が喫緊の課題であるといえます。

社会福祉協議会では、これまでもこれらの実現に向けた取り組みとして、地域の相互扶助や家族の助け合いといったさまざまな場面において提供される支え合いのシステムと公的支援の福祉サービスを活用し、人々の暮らしを支えてきました。しかしながら、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援において、制度の狭間問題や既存のシステム、サービスでは対応、解決が難しいケースが顕在化しています。

こういった現状を踏まえ、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりと行政や関係機関がそれを支援する「地域包括ケアシステム(医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制)」の構築が検討されており、社会福祉協議会では、これまで培ってきた地域との連携力や社会的使命、役割等を十分に踏まえた上で、摂津市の特徴、特性を活かした地域づくりを進めていきたいと考えています。

これら、今後の地域福祉活動を進めていく上での総合的な環境整備をとりまとめる「地域福祉計画」が都道府県、市町村において策定されることとなり、社会福祉協議会においても摂津市が策定する「第4期地域福祉計画」の策定に合わせ、連携・協働を行いながら「社協地域福祉活動計画」を作ってまいります。

職員一人ひとりの思いを共有し「チーム社協」として行動することはもちろん

んですが、住民主体で地域活動に取り組む自治連合会と民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会の4団体と摂津市で構成する『つながりのまち摂津』連絡会議として、地域コミュニティの活性化を目指した取り組みを継続して行いながら、「自助・互助・共助・公助」を効果的に連携、協働させながら引き続き、人と人とのつながりや絆を大切にし、お互いの願いや思い、人権を尊重した住んで良かったと思う温かいまちづくりを目指してまいります。

地域福祉課

校区等福祉委員会で市域全域で取り組んでいるサロン活動は、高齢者の介護予防や健康づくりなどに大きな効果を上げており、地域共生社会を実現する取り組みとしても地域住民がボランティアとして参加するなど、大きな役割を果たしています。引き続き、同委員会と連携を充実、強化させ、事業の拡充に努めてまいります。

ボランティアセンターでは、昨年多く発生した「災害」の経験から、日頃からの備えと発生時に即応できるボランティア等の体制づくりをテーマに、これまで経験のない層へのPRとして、ボランティア活動やセンターの機能などを学ぶ入門講座を開催いたします。また、若い世代や学生、社会人を対象とした「週末ボランティア活動体験」等の実施を、市内の社会福祉施設の運営法人で構成する地域貢献委員会と協働して行えるよう検討してまいります。引き続き、通常時、災害発生時に関わらず、関係機関や行政各所との連携、協働を図りながら人材育成と体制整備に努めてまいります。

摂津市が策定する「第4期地域福祉計画」は、高齢や障害、子どもなど各福祉分野における計画の上位計画と位置付け、進められることとなりました。社会福祉協議会としても、この計画づくりに積極的に参画するとともに、その内容と連携、連動できる形で、校区等福祉委員会を区域として、地域の福祉課題や社会資源を調査し、それぞれの地域に見合った福祉サービスの活用・開発、実施に向けた「社協地域福祉活動計画」を策定してまいります。

地域福祉活動支援センターで行う「あったかご近所サポーター養成講座」と地域福祉活動拠点に出張して行う「安心して暮らせる福祉講座」では、福祉活動への参加と事業のPR活動、福祉サービスの広報啓発に大きな成果を上げています。引き続き、一人でも多くの方々に参加いただけるよう広報・周知に努めるとともに、講座を修了した方々が地域福祉活動の支援者としてつながるよう校区等福祉委員会やCSW、生活支援コーディネーターとも連携を図り、スムーズな受け入れ体制が図れるよう検討してまいります。

社会福祉協議会に対してご寄付をいただいた方々や地域でご活躍いただいた

方々への感謝等を「社協感謝のつどい」として開催してまいりましたが、今後は、周年事業として位置づけ、今年度の開催については見送ることといたします。なお、毎年、感謝の伝達方法については、引き続き検討してまいります。

地域福祉活動拠点を会場に実施している「福祉なんでも相談」は、相談者の利便性等を考え、各拠点で行われるサロン活動の開催日に合わせて実施してまいります。

社会福祉施設地域貢献委員会では、昨年の災害発生時における経験や課題などを共有する研修会を各施設の専門職が集まり、対応の苦労や問題点等について協議を行いました。引き続き、地域住民の安否の確認や施設の特性を活かした地域に貢献できる方法等について検討するとともに、災害時に役立つ共有資機材の購入や各施設の専門職員間の情報交換等を行う研修会等を実施してまいります。

福祉人材確保の一環として、市内大学の学生を受け入れ、福祉サービスの現場や地域福祉活動への参加をつうじて体験、資格取得のための実習を行っています。昨年からは、大阪府社協が行う「短期インターンシップ」の受入れも行っており、社協が行う仕事に関心を持っていただけるよう引き続き受け入れを進めてまいります。

昨年度より実施しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業については、乳幼児から障害、高齢者の方々などが、社会的援護を必要とする状況になった場合の相談や助言、伴走型の支援を行うことを目的としています。要援護者等の早期発見から支援につなげ、深刻な状態にならないようまた自立生活と適切な福祉サービスの利用援助を支援しています。これらを具体化するため、地域の関係者や団体との情報交換や団体間のコーディネートを行い、社会福祉協議会が持つネットワークとも連携させることで、円滑な支援が行えるよう引き続き進めてまいります。

同じく昨年より受託実施している高齢者の生活支援や介護予防等を行う生活支援コーディネーター事業については、安威川以北、以南地域にそれぞれ1名を配置し、高齢者の生活支援サービスや担い手の育成、社会資源であるサービス供給体の把握等に努めています。高齢者の「集い場」やリハサロン、健康体操のグループなど多様な主体を訪問し、介護予防に資する社会資源として把握するとともに連携、協力する体制づくりを引き続き進めてまいります。以上、2つの事業につきましては、これまでの地域包括支援課から地域福祉課へ所管を移し、個別支援と地域づくりの協働を行い、社会資源の発掘や開発、校区等福祉委員会が行う事業との連携など業務の相互支援がよりスムーズに行えるよう努めてまいります。

居宅介護事業（障害サービス）と訪問介護事業（介護保険サービス）については、消費税率の引き上げに伴う報酬改定等が行われる予定で、事務処理のほか利用者対応についてもスムーズな移行が行えるよう努めてまいります。包括的支援の一つとして導入された「共生型サービス」は、社会福祉協議会においては障害、介護両事業所を運営する強みを生かして利用者に寄り添ったサービス提供に努めてまいります。これらサービス提供にあたっては引き続き、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能、利用者及びその家族等の意向を踏まえた計画づくりを行い、可能な限り地域で生活できる体制づくりを支援してまいります。また、総合事業へと移行したサービス提供についても、訪問介護事業所としてきめ細かく対応出来るよう引き続き努めてまいります。

ライフサポーター事業については地域福祉課に所管を移し、引き続き5人のライフサポーターが見守りを行ってまいります。現在、市内の65歳以上の高齢者約6,300人あまりのうち、訪問の対象として登録されている方々が約1,600人となっており、対象者の体調や環境の変化に応じて、民生委員や関係機関へつなぐなどの対応に加え、介護予防や認知機能の低下が疑われる方々が多くなっているところから、認知症初期集中支援チームとの連携やこれまでどおり地域包括支援センターとの連絡、協働を進めながら早期発見、サービスに結び付けることで、在宅生活の見守り支援を進めてまいります。

地域包括支援課

市から地域包括支援センターの運営を受託して6年が経過しました。この間、地域包括支援センターに課せられた運営については、市より示された仕様書や日常の協議等における方向性等を遵守し行ってまいりました。

昨年度に開催された高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会や地域包括支援センター運営協議会において、「安威川以南圏域」での地域包括支援センターの新規設置が提案されました。現在、市域全体をカバーしている社会福祉協議会としては、選定方法や公募の有無等含め、しっかりと市に説明を求め、高齢者人口は増加する一方、全体人口は減少するなどの社会情勢の変化とその影響、制度の改正や組織運営の観点等からその動向を十分に注視し、対応を行ってまいります。

介護予防ケアマネジメント事業では、介護予防・生活支援サービス事業の対象者及び要支援者が要介護状態にならないように予防し、自立した生活が継続しておくれるよう引き続き支援してまいります。

要介護状態への予防、軽減などを図る一般介護予防事業では、介護予防講座の開催や修了生による自主グループ化の支援を行うとともに介護サービスを利

用していない要支援者へのアプローチを実施し、予防・啓発に努めてまいります。

総合相談支援事業では、医療・保健・福祉の関係機関との連携に加え、社協が持つ地域のネットワークづくりや総合相談体制との協働などを基盤に、適切なサービスにつなげることができるよう対応してまいります。

権利擁護事業では、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持した日常生活が送れるよう取り組んでおりますが、養護者等からの虐待案件のうち支援の拒否や複雑な課題を抱える困難事例が増加し、問題解決が難しくなっています。各専門職が連携、協力して対応するとともに市や関係機関への相談、助言を受けながら引き続き虐待防止、被害の軽減に努めてまいります。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業では、支援を要する高齢者が地域での生活を継続して行えるよう、関係機関や主治医、介護支援専門員など多職種が連携し、支えていくシステムの構築を引き続き行ってまいります。他事業所の介護支援専門員が抱える業務上の様々な悩みや不安などについて助言や相談を受けるとともに、研修会や連絡会等を通じて支援を行ってまいります。

主に個別ケースへの対応を協議している地域ケア会議では、個別案件への対応として、個人情報やプライバシーの保護に十分に配慮しながら会議を進めるとともに、対象者が抱える課題や問題点を整理し、地域の福祉力や公的サービスなどを利用しながら、生活支援を行うことを基本に実施してまいります。

指定介護予防支援事業の対象者となる要支援者が増加し、地域包括支援センターでのプラン作成が追いつかない状況が引き続き発生しており、他の指定居宅介護支援事業所へ紹介、委託を行っていますが、特定事業者への偏りや地域性など十分な配慮を行うとともに、保険者の市へも報告、協議を引き続き行ってまいります。

認知症支援については、プロジェクトチームへの参画や認知症サポーター養成講座への協力、認知症キャラバンメイトへの受講を行うとともに総合相談等で受け付けた支援対象者の情報等について市が設置する認知症初期集中支援チームへ情報提供を行ってまいります。

在宅医療・介護連携推進事業では、関係機関の多職種で構成される研修会に参加し、連携、体制の整備に協力してまいります。また、専門職間で連携・連絡がスムーズに行える医療介護連携シートを引き続き活用し、在宅生活を支援してまいります。

平成31年度 摂津市社協事業一覧

地域福祉課 地域係

事業名	実施予定時期	内 容
○地域福祉活動計画の策定	通年	第4期市地域福祉計画（6か年）にあわせて、社協の地域福祉活動計画を策定する。
ふれあい配食サービス事業	通年	市からの委託事業。昼食の確保及び安否確認を目的として実施する。配食委託業者との連携を図りながら、栄養面は元より、食の楽しみを実感する内容の昼食を届ける。
家族介護用品給付事業	通年	市からの委託事業として家族介護用品給付事業における給付券の発行及び郵送事務を行う。
献血推進事業	通年	市内における献血事業の啓発と街頭献血を実施する。献血離れが進む若年者への啓発に取り組む。
移送サービス事業	通年	リフト付き車両によりボランティアが送迎する。
福祉用具貸出事業 ・ 車いす	通年	旅行や怪我などを理由とした一時的な利用や車いすのレンタルに必要な介護保険申請までのつなぎとして、車いすの貸出しを行う。また小学校等が実施する車いす体験の際にも貸出す。
各種相談事業 ・ 心配ごと相談事業 ・ 心の相談事業 ・ 介護相談 ・ 福祉なんでも出張相談	通年 日程変更等	生活者の視点から、様々な市民相談に応じる。より多くの市民へ対応するために地域福祉活動拠点に定期的に職員が出向き相談に応じる。相談事業の周知を徹底するため、更に啓発に取り組む。
日常生活自立支援事業 ・ 事業の周知 ・ 関係機関との連携強化と利用者数の拡充 ・ 市民講座の実施	通年	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。 広報紙、講座などを通じて、事業の周知を行う。対象となる方が希望する場合は、関係機関との連携を図りながら、丁寧な対応で利用者の援助に努めるとともに、利用者数の拡充を図る。 日常生活自立支援事業関連講座として実施。事業の利用者のみならず、市民を対象とし、福祉サービスなどに関連した講座を実施する。
小地域ネットワーク活動推進事業 ・ 校区等福祉委員会活動の啓発	通年	校区等福祉委員会を単位として要援護者一人ひとりに近隣の住民が見守り活動や援助活動を展開する。 校区等福祉委員会活動の周知と参加促進を図るためにSNS等を活用しあらゆる年齢層に対して啓発を行う。
老人介護者（家族）の会 ・ つどい場事業等の実施	通年	介護の悩みを持つ当事者同士が情報を共有し、励まし、助け合い、解決していくための会。 会と連携し、介護者や認知症家族が気軽につどえる場をつくり、在宅介護の支援を行う。
ファミリー・サポート・センター事業	通年	「子育ての手伝いをして欲しい方」と「子育てのお手伝いをしたい方」がお互いに助け合う会員制の育児支援活動。 出張説明会・ブログ・学校保護者へのPR（ちらしの配布等）など周知活動を引き続き行い、他機関と連携を更に強化することで、会員の拡充と事業の充実を図る。

事業名	実施予定時期	内 容
地域ボランティア・小地域ネットワーク事業合同研修会	平成32年3月	地域ボランティア・福祉委員会の方々を対象として、研修を実施。地域活性化や地域交流の視察とボランティア同士の交流などを目的に実施する。
安心して暮らせる福祉講座事業	随時	より多くの市民が福祉への知識と関心を高めることで誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに参加する機会をつくり、住民主体による地域福祉を推進するための講座を地域福祉活動拠点で開催する。
あったかご近所サポーター養成講座事業 ・修了者の地域福祉活動への参画	8月頃から	地域で手助けが必要な要支援者を支援する方々を養成し、地域住民同士のささえあい・たすけあいを推進するため連続講座を開催するとともに、修了者が地域福祉活動に積極的に参画する体制づくりをCSWや生活支援コーディネーターと連携し行う。
ボランティアセンター事業 ・ボランティア入門講座 ・週末ボランティア活動体験 ・ボランティアフェスティバル	通年 11月	ボランティア登録とボランティア情報の提供や相談と依頼の受付を行うことで福祉のまちづくりを推進する。広報紙等を利用したPR活動を行う。 新規ボランティアの開拓を講座をつうじて積極的に行う。 若い世代やファミリー層のボランティア活動への参加を広く呼びかける。 ボランティア活動の啓発と参加を呼びかける。
生活福祉資金貸付事業 ・生活困窮者自立支援事業との連携	通年	必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯へ貸付を行い世帯の自立を図る。 生活困窮者自立支援法の施行等に伴い相談件数が増加している。相談者の自立を効率的に図るため関係機関との連携強化を図る。
社会福祉士等資格取得実習生やインターンシップの受入	6月・11月及び随時	大阪人間科学大学等に通う学生及び市内在住の学生の実習や府社協実施のインターンシップ制度の受け入れを行う。社協特有の内容として地域の福祉活動体験・考察に重点を置く。
社会福祉施設地域貢献委員会 ・会員の拡充 ・研修会 ・実務担当者情報交換会 ・地域住民との情報交換会	通年	市内における社会福祉施設が連携し関係機関と協働しながら施設の特性や強みを活かした地域のセーフティーネットを担う事業を展開する。 未加入の社会福祉施設へ委員会の参加を呼びかけ連携を図る。
○災害ボランティアセンター事業 ・災害ボランティアネットワーク ・災害ボランティアの育成	随時	大阪北部地震や台風21号時の災害支援活動の経験を活かし、日頃から災害に備え、災害発生時に関係機関と連携し早急かつ円滑に災害ボランティアセンター活動等を行うことができるよう普段から情報共有等を図るネットワークを構築する。 災害ボランティアセンターの支援等、災害時におけるボランティア活動に参加する人材育成を行う。
コミュニティソーシャルワーカー事業	随時	制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組む。
生活支援コーディネーター事業	随時	支援サービスについてのニーズを把握し、圏域に必要なサービスや活動を開発しながら地域への情報提供と利用者のサービスへ結び付ける。

地域福祉課 総務係

事業名	実施予定時期	内 容
会員会費	7月	地域の方々に福祉活動への参加と協力をいただくために会員募集を行う。 会費の趣旨や使途をより周知し、多くの市民に協力を呼びかける。
赤い羽根共同募金 ・街頭募金 ・法人募金	10月	地域福祉の課題解決や民間団体を支援する仕組みとして募金活動を行う。PR活動を拡充し学生や地域福祉活動団体等に街頭募金ボランティア等の参加を呼びかけ実施する。 使途をより明確にし、多くの企業・団体へ募金の周知および依頼を行う。
歳末たすけあい運動	12月	新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開する。
共同アピール事業	随時	「つながりのまち摂津をみんなで育もう」をスローガンに地域活動への参加を促進する事業として4団体が協働して啓発や合同研修を行う。
広報啓発活動	随時	社協の事業計画・報告や予算・決算をホームページや社協ニュースで開示し広く市民へ周知する。SNS等を活用し各事業について啓発を図る。発行費用軽減のため社協ニュースの紙面を用いて広告を募集する。

地域福祉課 介護係

事業名	実施予定時期	内 容
居宅介護等事業	通年	障害者の日常生活の援助や身体の介護を行うホームヘルパーや外出時の支援を行うガイドヘルパーの派遣を行う。 障害福祉サービスを提供している居宅介護事業所については平成31年度から介護職員処遇改善に係る条件の見直しと、10月より消費税率引き上げに伴う報酬改正が行われる。引き続き職員の資質の向上を図り、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能に見合ったサービスを計画し円滑にサービスが提供できるように努める。
訪問介護事業	通年	高齢者の在宅生活を支える訪問介護員（ホームヘルパー）の派遣を行う。 介護保険については平成31年10月より消費税率引き上げに伴う報酬改正が行われる。今後ヘルパー派遣の体制等、必要な取り組みを進めるとともに、円滑なサービスの提供に引き続き努める。
ライフサポーター事業	通年	「ひとり暮らしの登録」をされた方に対し安否の確認を行うためライフサポーターが訪問する。 生活支援コーディネーターやCSW、認知症支援初期集中支援チーム等との連携を図る。

事業名	実施予定時期	内 容
<p>地域包括支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント ・ 一般介護予防事業 ・ 総合相談 ・ 権利擁護 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援 ・ 指定介護予防支援 ・ 事業所職員研修、市民研修 ・ 地域ケア会議 ・ 職員の資質向上 	<p>通年</p>	<p>高齢者の医療・保健・福祉の向上と虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。</p> <p>介護予防・生活支援事業対象者及び要支援者に対し自立支援に向けたケアマネジメントを行い、従来のサービスに加え緩和した基準による多様なサービス等の活用を行う。</p> <p>高齢者の要介護状態の軽減や心身状況の低下等を予防するために、市及び関係機関等と連携を図り効率的な介護予防事業を行う。</p> <p>年々増加する相談内容に応じて、医療・保健・福祉の関係機関と連携を図り地域でのネットワークを構築する。</p> <p>高齢者の権利を擁護するため、民生委員をはじめ地域住民と連携し虐待の防止や消費者被害の軽減に努める。</p> <p>支援を要する高齢者とその家族を介護支援専門員が医療機関や地域のサービス事業所と連携を密にして高齢者の在宅生活を支援する。</p> <p>予防給付の対象となる方に、介護予防サービスのケアプランを作成する。ケアプランの作成にあたっては、「介護予防」「自立支援」の観点で必要なサービスが利用できるようなケアマネジメントを行う。</p> <p>事業所職員の資質向上及び高齢者が悪徳商法等の被害に合うことが多いことを鑑みて、研修会を市民・関係団体を対象に実施する。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築のため地域に共通した課題を明確化するとともに地域住民と関係機関が連携する会議を実施する。</p> <p>介護保険制度改正に伴い地域包括支援センターの役割は重要となっており、「OJT」等の手法を用いて引き続き職員の資質向上を図る。</p>